

令和6年1月16日

令和6年第1回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年1月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1 番	小林 増次	2 番	片山 剛	3 番	松宮 榮昭
5 番	藤中 京子	6 番	小川 栄太郎	7 番	上尾 家隆
9 番	中尾 正浩	10 番	黒崎 友美	11 番	塚田 由美子
12 番	原田 孝親	13 番	林 聖文	14 番	藤村 浩司
15 番	刀祢明 薫	16 番	森川 稔己	17 番	清弘 進
18 番	梅川 仁樹				

3 本日の総会に欠席した委員

4 番	隅 ふじ江	8 番	藤本 哲
-----	-------	-----	------

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局 長	有馬 秀樹	次 長	後 詳子
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	金子 健太郎
周東支所	沖田 史典	美和支所	田村 尚巳
事 務 局	木村 吉秀		

5 会長は、午前10時00分、委員総数18名の内16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

12 番	原田 孝親	13 番	林 聖文
------	-------	------	------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

1 農地法第5条の規定による届出の受理について

- 2 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 3 農地所有適格法人報告書の提出について
- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について
- 5 農地埋立届
- 6 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和6年第1回農業委員会総会を開催いたします。
本日は、委員総数18名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、
12番 原田 孝親委員と 13番 林 聖文委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、199 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 11 番

追加説明をいたします。申請地は、岩国市役所から北西へ100mに位置している農地です。

譲渡人は、亡き夫の母が果樹や野菜を作っていたが、平成15年に亡くなったため親族に管理を委託していました。最終的に遠方に居を構えたので、申請地の売買を申し込み、売却をすることにしました。

譲受人は、自宅敷地に接しており、売買金額が折り合えば購入するつもりがあり、この度、譲渡人の申し出を受託しました。営農計画書によれば、レモンやブルーベリーの木とサツマイモなどを植え付けるとのことです。

1月5日事務局と調査項目に従って現地調査を行いました。なんら問題はなく許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

第 10 番

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、1,439 m²ほか4筆、合計3,380 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当はお二方ですが、代表して黒崎委員、追加説明をお願いします。

それでは、追加説明します。今回の申請地は隣接していますが、柱野地区と御庄地区にまたがっているため、現地確認を柱野地区担当の藤本委員と一緒に行いました。追加説明については、私が一括して申し上げます。

申請地は、岩国市御庄出張所から南東に約1.4 kmの場所に位置する農地です。

譲渡人は、令和4年2月に亡くなった所有者の相続財産管理人です。

譲受人は、車で20分の場所に居住しており、過去5年程度、秋穂町で約千坪の農地を借り自然薯の栽培をしておりましたが、現在はその農地は返還しているため、この度、新たに農地を取得して自然薯を栽培する予定です。トラクター1台を購入予定で保管場所は隣接する宅地に確保しています。

1月9日に事務局職員と調査項目に従ったがい現地調査を行いました。草もきれいに刈られておりすぐに耕作が可能な状態で3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、95 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡し人の労力不足です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは、説明をいたします。申請地は、由宇総合支所より北西へ約400 mの場所に位置する農振農用地区域外の第2種農地です。

譲渡人は長年農業に従事しておりましたが、高齢となり今後農業を続けていくことが困難となったため、農地を引き継いで耕作をしてくれる人を探していました。

譲受人は、自宅近くで家庭菜園用の手ごろな農地を探していたところ、譲渡人から農地の売買の申し出があったことから購入することとしたものです。申請地は、譲受人の自宅と所有する農地に隣接しており、申請地の取得

後はピーマンやキュウリなどの自家消費用の野菜を栽培するとのことです。
12月25日に事務局支所担当職員とともに現地調査を行いました。問題となる点はなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、505㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

はい、それでは追加説明いたします。申請地は、玖珂支所奏より東へ690mの所に位置しています。

譲渡人は、高齢となり、もはや耕作ができないということです。

譲受人は、田は貸し付けて耕作してもらっているが、畑は自作を続けたいということです。申請地はちょうど隣の畑なので、取得して農業経営を拡大したいということです。

1月9日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従って調査をいたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、826㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

申請地は、周東町米川公民館より南西に 1.82 km に位置する農地です。

譲渡人は、高齢になり農地の耕作が困難なので有効利用してくださる譲受人に譲りたいということです。

譲受人は経営規模強化のため申請農地を譲り受け、季節ごとの野菜を栽培し販売し、今後、販路の拡大も図りたいということです。現在、譲渡人は家族 4 人で 5,132 m² の農地で季節の野菜を栽培して J A 久米、光井販売所の 2 か所に販売しているそうです。今後、周東方面にも販路の拡大を検討したいとのこと。随時農作業にあたることで営農を行い、今後、作付面積の拡大を図り経営基盤の安定と効率的な営農を行いたいそうです。

1 月 9 日支所担当職員と調査項目に従って現地調査をいたしました、なんら問題はないと思います。どうかご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5 番を許可することを決定します。

次に、6 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,135 m² ほか 1 筆で、合計 4,461 m² です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をします。申請地は、祖生出張所より南東に 1.37 km に位置する農地です。

譲受人は、平成 11 年より利用権設定によりこの農地の賃貸借を行ってきましたが、この度、譲受人から経営規模の拡大のため農地を取得したく、売買の話があり、これに応じることとしたものです。

譲受人は家族 3 人で農業をしており問題はないと考えられます。

1 月 4 日に事務局と調査項目に従い現地調査をしました。書類も確認し、3 条許可は適当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6 番を許可することを決定します。

次に、7 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,758 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。申請地は、祖生出張所より東南へ1.67 kmに位置する農地です。

譲受人は、火事で罹災したため、柳井市から兄名義の実家に転居していました。この度、実家に隣接するこの農地で就農しようと所有権の移転を考えたものです。

譲渡人は、相続によりこの農地を取得しましたが、高齢でもあり耕作できないので、農業経験がある譲受人に譲渡しようと考えたものです。耕作のための機具もあり、水稻を作付けするのに問題はありません。

1月4日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。提出書類も確認し、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、3,007 m²ほか6筆で、合計11,526 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

申請地は、周東祖生出張所から南西約4 km県道玖珂柳井線の祖生天兼地区にあります。

譲渡人は、高齢になり耕作困難で後継者もないということから申請地の一部を利用権にて耕作してもらっている甥の譲受人に所有権の移転をしようとするものです。

譲受人は、専業農家で譲渡人の申し出を受け経営規模の拡大を図るというものです。耕作地は、他地区なのですが、通作時間は車で5分の所なので容易です。農機具は揃っており、今まで通り水稻と野菜を作づける予定です。

12月20日に支所担当者と現地調査をいたしました。問題となる点はなく許可相当と思います。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

続いて、9番を事務局より、議案説明してください。

事務局

9番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳：畑・宅地および田、現況：畑及び田。面積は、257 m²ほか2筆、合計 973.77 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡し人の労力不足です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 18 番

申請地は、岩国市高根出張所から北東へ約 5.53 kmの位置にあります。

申請事由は、譲渡人は高齢で独り暮らしのため申請地を長年休耕していましたが、これ以上農地を荒らすわけにはいけないので、申請地の近隣に住む譲受人へ譲渡することにしました。

譲受人は、地域農業のリーダー的存在であり、近隣農地が荒廃していくことを防ぐためにも譲り受けることとしました。

12月18日支所担当者と現地調査を行いましたが、3条許可要件はすべて整っており、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

続いて、10番を事務局より、議案説明してください。

事務局

10番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、348 m²ほか1筆で、合計 596 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は、美和総合支所から北東に約 5 km県道北中山岩国線沿いに位置する農地です。地目は畑です。

譲受人は、経営規模の拡大を希望しているところであります。

譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、高齢のため農地を適正に管理することが困難となったので、営農意欲のある譲受人に相談し話がまとまったとのことでした。

12月27日に事務局とともに調査項目と照らし合わせ現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することとします。

次に、11番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

11番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑及び田。面積は、376㎡ほか1筆で、合計1,507㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は、美和総合支所から南東に約6km、県道岩国美和線沿いに位置する農地で、地目は田・畑です。

譲受人は、経営規模の拡大をしたいと希望しているところであります。

譲渡人は、相続により用地を取得しましたが、遠方に居住しており適正に管理することが困難なため、譲受人に相談し話がまとまったとのこと。

12月27日に事務局と共に調査項目と照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、11番を許可することを決定します。

次の案件につきましては、10番委員が、行政書士として申請者の代理人となっておりますので、10番委員は、一旦、議場から退出してください。

<委員退出>

それでは、12番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

12番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳：田および畑、現況：畑及び田。面積は、395㎡ほか4筆、合計3,241㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満た

しております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は、美和総合支所から南東に 6 km、県道岩国美和線沿いに位置する農地で、地目は田・畑です。

譲受人は、経営規模の拡大をしたいと希望しているところです。

譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しており適正に管理することが困難となったので、譲受人に相談し話がまとまったとのことです。

12 月 27 日事務局員と共に調査項目と照らし合わせ現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、12 番を許可することを決定します。

それでは、10 番委員は、入場してください。

<委員入場>

続いて、13 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

13 番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、836 m²ほか1筆で、合計 1,395 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は、美和総合支所から北東へ約 9 km、県道北中山岩国線沿いに位置する農地です。

譲受人は、申請地周辺の農地を耕作中であり、経営状況は良好です。

譲渡人は、高齢のため農地を適正に管理することが困難となると考え、譲受人に相談したところ話がまとまったとのことでした。

12 月 27 日に事務局と共に調査項目と照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく、許可適当判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、13 番を許可することを決定します。

次に、14 番を事務局より、議案説明してください。

事務局

14番 美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,209 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第12番

申請地は、美和総合支所から北へ約2km、県道岩国佐伯線沿いに位置する農地で、地目は田です。

譲受人は、新しく農地を取得し耕作したいと希望していました。

譲渡人は、農地を適正に管理することが困難となったため譲受人に相談し話がまとまりました。

1月4日事務局とともに調査項目に照らし合わせ現地調査をしたところ、いずれの項目も問題になる点はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、14番を許可することを決定します。

次に、15番を事務局より、議案説明してください。

事務局

15番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、816 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

申請地は、美和総合支所から東に約3km、県道北中山岩国線沿いに位置する農地で、地目は田です。

譲受人は、申請地近くに自身の農地を所有しており経営規模の拡大をしたいと希望しているところであります。

譲渡人は、高齢のため農地の管理が困難となったので農地を手放そうと考えていたところ譲受人に相談し話がまとまったとのことです。

12月27日に事務局とともに調査項目に照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、15番を許可することを決定します。

次に、16番を事務局より、議案説明してください。

事務局

16番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、729 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

申請地は、美和総合支所から東に約2km、県道岩国美和線沿いに位置する農地で、地目は畑です。

譲受人は、農地付き住宅を購入して果物や野菜を栽培したいと希望しているところです。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の管理を行うことが困難となったため農地を手放そうと考えているところ譲受人に相談し話がまとまったとのことです。

12月27日に事務局とともに調査項目と照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、16番を許可することを決定します。

次に、17番を事務局より、議案説明してください。

事務局

17番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田および畑。面積は、2,489 m²ほか2筆で、合計2,930 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

申請地は、美和総合支所から東に約3km、県道岩国美和線沿いに位置する農地で、地目は田・畑です。

譲受人は、農地付き住宅を購入し果物や野菜を栽培したいと希望しているところであります。

譲渡人は、遠方に居住しており耕作を行うことが困難となったので農地を手放そうと考えていたところ、譲受人に相談し話がまとまったとのことで

す。

12月27日に事務局とともに調査項目と照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、17番を許可することを決定します。

次に、18番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

18番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、156 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

追加説明をいたします。譲受人は、農地を取得し家庭菜園をしたいと希望しているところです。この件については、空き家バンクの関係のため特に問題はないと思われます。

譲渡人は、遠方に居住しており耕作を行うことが困難で、農地を手放そうと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったところです。

1月4日に事務局とともに調査項目と照らし合わせて現地確認をしたところでございます。いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断したところです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、18番を許可することを決定します。

続いて、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳：田、現況：荒廃。面積は、169 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、住宅敷地の拡張です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、

被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

申請値は、由宇総合支所から西へ約2kmに位置する農振農用地外の第2種農地です。

譲渡人は、平成27年11月相続により当該農地を取得しましたが、昭和48年に隣接する4447番地1の宅地に新築された住宅の一部が申請地に越境して建てられたということです。譲渡人は、この住宅に令和3年1月まで居住しておりましたが、申請地の一部を庭として利用しており、こちらの無断転用につきましては、始末書が提出されています。

姉の譲受人は、現在、申請地に越境して建てられた住宅に居住をしており、この状況を解消するため敷地の拡張を計画したものです。

11月25日に事務局支所担当者とともに現地調査を行い、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、281㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場・ドックランの設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

申請地は、玖珂支所奏でより北西に約1kmに位置します。

譲渡人は、高齢のために畑を維持することが困難となったために農地を手放そうと考えていました。

譲受人は、譲渡人から譲り渡しの申し出があったために所有地の敷地拡張をして駐車スペースとドックランスペースとして利用するということです。

1月9日に事務局職員と現地調査を調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

第 18 番

ここは？(現地写真の通路部位分を指さす) どうなりますか。

第 14 番	それは、取り除くそうです。
第 18 番	これは進入路となりますので始末書は添付されていますか。
第 14 番	あります。
議 長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 (異議なし) 異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。 次に、3番を事務局より、議案説明してください。
事 務 局	3番 玖珂地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、1,648 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。 農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。 農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。 では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。
第 14 番	申請地は、玖珂支所奏でより西へ約1.2kmの所に位置しています。 譲受人は、現在多く利用されている化石燃料に代わる地球環境に優しくより安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電施設を設置して、売電による収益を上げたいということです。 譲渡人は、申請地を農地として維持管理することが困難な状況となったために譲受人の要望に賛同して譲り渡すことにしたということです。 1月9日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 (異議なし) 異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。 次に、4番を事務局より、議案説明してください。
事 務 局	4番 周東地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,485 m²ほか1筆、合計1,923 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置き場の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

申請地は、周東総合支所から南へ約 1.25 kmに位置します。譲渡人は、畜産業を営み、譲受人は、旧市内で建設業を営んでおり、事業を周東町でも展開したいため資材置き場として求め話がまとまったものです。入口は、北と南に側に設け、南側については、公道より低いため盛土をして入口を造るということです。建物は、建設しない。雨水は自然流下、農外の水路に排水予定です。

1月5日支所担当者と調査項目に従い調査を行いました。周辺農地への影響もないと思われ、許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に5番、6番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番、6番について、事務局より議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、1,343 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

6番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、1,454 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、

被害防除計画書も添付されております。
では、担当の片山委員、5番・6番の追加説明をお願いします。

第 2 番

申請地は、周東総合支所から南東に約 2.7 kmに位置します。
譲渡人は、県外に居住し耕作困難なこと、譲受人の希望があったことから譲り渡すこととしたものです。
譲受人は、毎月数件議案に上程している太陽光発電事業を営む法人で、太陽光発電事業のため求めたものです。議案第2号の6も同様に、議案第2号5のすぐ隣となっております。雨水の排水は自然流下です。
1月5日支所担当者と調査項目に従い調査しましたが、周辺農地への影響もないものと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)
異議がありませんので、5番・6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、1,160 m²ほか1筆、合計1,480 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。
農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。
農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。
では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

申請地は、周東総合支所から南東へ約 2.95 kmに位置します。議案第2号5と6で説明しました場所から、直線で約 200mの所に位置します。休耕地となっています。
譲渡人は、耕作意欲もなく、譲受人からの要望に応じたものです。
譲受人は、議案第2号5と6で出ている太陽光発電事業に取り組んでいる法人であります。
1月5日支所担当者と調査項目に従い調査いたしましたが、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)
異議がありませんので、7番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事務局

8番 周東地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳：田及び宅地、現況：畑。面積は、2,036.39 m²のうち、554.25 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、一団の農用地内に位置する第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

申請地は、周東総合支所から南へ約2kmに位置します。

借受人と貸付人は親子で使用貸借です。

借受人は、親とは別居していますが、子供もいて手狭となったことから居宅を建築するものです。雨水は自然流下。溜枡から農外水路へ、汚水・生活排水は合併浄化槽で農外水路へ排出となります。

1月5日支所担当者と現地調査しましたが、周辺農地への影響もなく、許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することとして、第1種農地の案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事務局

9番 周東地区

権利の種類は、賃貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、畑。面積は、143 m²ほか1筆、合計170 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、社用駐車場の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

申請地は、周東総合支所から西へ約770mに位置します。

貸付人は、県外に居住し、他の人に貸していましたが、借受人からの希望により返却してもらいこの事業に参加するものです。

借受人は、近くに会社の事務所を借り、この地で建設業を営むことから社用駐車場用地として求めたものです。

1月5日支所担当者と調査項目に従い調査しましたが、許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、10番、11番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番、11番について、事務局より議案説明してください。

事 務 局

10番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、1,118 m²ほか2筆、合計1,633 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

11番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、1,186 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の清弘委員、10番・11番の追加説明をお願いします。

第 17 番

申請地は、周東町米川公民館から東へ約1.35 kmに位置する農地です。

譲渡人は、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況となったため、後継者もないことから現在は休耕している状態のため、譲受人の希望通り太陽光発電設備を設置することに賛同し売り渡すことにしました。

譲受人は、自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置して売電による収益を上げたいという企業です。計画面積は、3筆1,633 m²、パネル156枚設置、システム容量85.0kWで建ぺい率24.3%になります。当該施設の外周にフェンスを設置し、年2回の草刈りを実施することで維持管理を行う。近隣トラブルが発生した場合は、誠意を持って対応するとのこと。

12月28日支所担当職員と調査項目に従い現地調査をいたしました。なんら問題はないと思います。どうかご審議よろしくをお願いします。

続きまして、議案第2号の11ですが、譲渡人、譲受人ともに同じです。

計画面積は、1,186 m²、パネル 162 枚設置、システム容量は 89.0kW で建ぺい率 34.7%になります。当該施設の外周にフェンスを設置、年 2 回の草刈りを実施することで維持管理を行う。施工については、南側に水路があるため、小型クレーンを使用し資材を搬入するとのことです。

12 月 28 日支所担当職員と調査項目に従い現地調査をいたしました。なんら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、10 番・11 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、12 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

12 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、1,567 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

申請地は、周東米川公民館から東南へ約 1.52 km に位置する農地です。

譲渡人は、当該申請地を農地として維持することが困難な状況となったため、譲渡人に希望通り太陽光発電設備を設置することに賛同し売り渡すことにしました。

譲受人は、自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置して売電による収益を上げたいということです。計画面積は 1,567 m²で太陽パネル 176 枚設置システム容量 96.8kW で建ぺい率 27.2%。申請地は、年 2 回の草刈りを実施することで維持管理を行う。近隣の隣接土地所有者に対し事業概要を説明済みです。関係者以外の立ち入り防止のためのフェンスを設置するとのことですが、近くに小学校がございますので特に気を付けて設置するようお願いをしたいと思います。

12 月 28 日支所担当職員と調査項目に従い現地調査をしましたが、なんら問題はないと思います。どうかご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、12 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、1,099 m²ほか1筆、合計1,465 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成です。農地区分は、市街化区域です。

ほか6件、合計7件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、622 m²ほか1筆、合計1,644 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、双方合意です。

ほか8件、合計9件の通知がありました。

議長

報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

報告年月日は、令和5年11月18日 法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、9月1日から8月31日 法人形態は株式会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか2件、合計3件の提出がありました。

議長

報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

この通知は、農地中間管理機構から貸し付ける相手方が決定され、県において配分計画が認可されたとの通知があったことから、報告するものです。

1番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。現況地目は、畑及び田。面積は、831 m²ほか、1筆、合計1,511 m²です。権利の種類は、使用賃借権の設定です。権利の設定を受ける者は記載のとおり。作物は果樹および水稻。契約期間は、10年3か月間です。

以上1件の通知がありました。

議 長	報告第5号 農地埋立届について、事務局より報告してください。
事 務 局	1番 錦地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、712 m²ほか5筆、合計5,562 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、耕地整理です。 以上1件の提出がありました。
議 長	報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。 以上で、農地法関係の報告事項を終わります。 そのほか、伝達事項がありますか。
事 務 局	・意向調査への再度の協力依頼 ・地域計画意見交換会について（農林振興課より）
議 長	・能登半島地震における義援金について 本日は耕作放棄地調査を実施せず、これまで調査した「由宇・阿品・南河内」地区について私と片山職務代理、該当地区の担当6名と、農林振興課及び事務局で、総会に引き続きましてこの会場で協議を行います。 次回定例総会は、2月15日（木）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室の予定です。 これで総会は、終了します。お疲れ様でした。

次回総会について

令和6年2月15日 木曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午後11時15分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 原田孝親

署名委員 村 聖文